

(単位：円)

	項目	繰出の基準	熱海市の考え方	4年間合計
①	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	排水設備等の検査に関する事務等に関する事務に要する経費に相当する額	処理場費所属職員人件費としている	38,869,803
②	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所への改造命令等に関する事務に要する経費の2分の1	管渠費所属職員人件費の2分の1としている	16,110,229
③	下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費	下水道事業債(特別措置分)の利子償還金に相当する額	下水道事業債(特別措置分)の利子償還金額	1,783,577
④	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額	職員の児童手当の給付見込額としている	960,000
⑤	分流式下水道等に要する経費(1)	分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	南熱海、伊豆山地区の供用開始に必要なであった整備(南熱海シールド工、伊豆山幹線管渠等)に係る減価償却見合いについて繰出すもの	279,354,860
⑥	分流式下水道等に要する経費(2)	分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	(経常費用－使用料収入－長期前受金戻入－①－②－③)により算出した場合の不足額	135,116,370
			合計	472,194,839
			一般会計繰出金	472,194,000